

## 議題（1）令和6年度の主な事業の変更点について

### 1. 児童手当の拡充

「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、支給対象を現行の「15歳年度末まで」を令和6年10月分から「高校生年代（18歳年度末）まで」に拡充します。

また、所得制限を撤廃し、第3子以降の児童は現行の「15,000円」を「30,000円」に増額します。  
なお、支払月を年3回から年6回（偶数月）とします。

### 2. 児童扶養手当の拡充

第3子以降は現行の「6,250円」から第2子と同額（10,420円）の支給に拡充します。

また、所得要件を緩和します（令和6年11月分からの支給を目指しています。）

※全部支給の場合

第1子	45,500円
第2子	10,750円
第3子以降	6,450円 → 10,750円

### 3. 子ども医療費の対象年齢拡大

18歳までの子どものいる世帯が安心して子育てできるよう、子ども医療費の対象年齢について、通院・入院ともに現行の「15歳年度末まで」を令和6年4月から「18歳年度末まで」に拡大します。

※新たに対象となる平成18年4月2日から平成20年4月1日までに出生した子どもの保護者に対して、申請案内を送付します。

### 4. ひとり親家庭等医療費の自己負担金の廃止

ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、ひとり親家庭等医療費の自己負担金（※）を令和6年4月から廃止します。

また、支給対象者はすべて県内現物支給の対象となります。

※入院：一つの医療機関ごとに、1人当たり1日につき1,200円

通院：一つの医療機関ごとに、1人当たり同一月につき1,000円

### 5. 子育て応援ギフト

出生した子どもの保護者に対してお渡ししているきらきらパック（地域商品券5,000円分、育児スタートサポート券1時間無料券2枚、ベビーギフト）に、令和6年4月1日以降出生した子どもから幼いころから木製品に親しんでいただくために「選べる木製品ギフト（積み木、おままごとセット、木製スピーカー）」を追加してお渡しします。

※ゼロカーボンシティ共同宣言に基づく森林保全のため、木製品ギフトの作成に使用する木材は市内の公共施設に設置しているはしらベンチの木材を二次利用します。

## 6. 子どもの貧困対策

進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、経済的課題を抱えるひとり親家庭等の子どもに対して、受験料、模試費用の補助を行うことで、ひとり親家庭や低所得子育て世帯のこどもの進学に向けたチャレンジを後押しします。

- (1) 受験料 大学等を受験する際に必要な費用（受験料）を支援する  
高校3年生 53,000円上限
- (2) 模試費用 中学生・高校生の各ステージの受験に向けた、模試を受けるために必要な費用を支援する。  
高校3年生 8,000円上限  
中学3年生 6,000円上限
- (3) 対象 次のいずれにも該当する者
  - ①児童扶養手当受給世帯相当又は低所得子育て世帯（住民税非課税世帯）
  - ②子どもの生活・学習支援事業に登録等している子ども

## 議題（２）日高市子ども計画の策定について

### 1 日高市子ども計画の概要

- (1) 名称 日高市子ども計画
- (2) 計画期間 令和7年度～令和11年度（5か年）
- (3) 策定に当たって（子ども基本法第10条）  
子ども大綱（令和5年12月22日）と埼玉県子ども計画を勘案して策定します。
- (4) 既存の各法令に基づく計画と一体のものとして策定します。（子ども基本法第10条）
  - ①次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画
  - ②子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画
  - ③子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する計画
  - ④子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項）
- (5) 次の「子ども施策の基本理念（子ども基本法第3条）」にのっとり、策定します。
  - ①全ての子どもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
  - ②全ての子どもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること  
その他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
  - ③全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
  - ④全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
  - ⑤子どもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対して子どもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、子どもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
  - ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

### 2 子ども大綱 「子どもまんなか社会」 を勘案した計画の策定

～すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～  
「子どもまんなか社会」とは、全ての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

### 3 こども等の意見の反映（こども基本法第11条）

こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

※こども家庭庁は、自治体等の政策立案に子ども・若者の意見を反映させるため、意見聴取の際に気を付けることや、声を上げにくい子どもの主張を聞き取る手法などをまとめた職員向けガイドラインを令和5年度中に策定予定としている。

※こども大綱（国）は、こども基本法第9条第3項において、次に掲げる事項を含むものでなければならないとされており、こども大綱を勘案して作成する日高市こども計画にも、これらに相当する内容が含まれるものと解される。

- ・少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ・子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

## 4 日高市こども計画策定スケジュール

【令和6年度】 日高市こども計画（素案）作成から策定へ

5月 アンケート調査の実施

6月頃 第1回児童福祉審議会

- ・調査集計結果の報告及び確認
- ・調査結果を計画書（素案）へ反映

9月頃 第2回児童福祉審議会

- ・計画書（素案）の内容の確認（修正）
- ・市民コメントの実施方法等の確認

11月頃 市民コメントの実施

12月頃 第3回児童福祉審議会

- ・計画書（素案）の内容の確認（修正）
- ・市民コメントの実施結果の報告及び確認

3月頃 第4回児童福祉審議会

- ・計画書（素案）の内容の確認（修正）
- ・市民コメント結果を計画書へ反映

# こども大綱

## 第1 はじめ

- 1 こども基本法の施行、こども大綱の策定
- 2 これまでのこども関連3大綱を踏まえた課題認識
- 3 こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

## 第2 こども施策に関する基本的な方針

- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- (4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
- (6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

## 第3 こども施策に関する重要事項

### 1 ライフステージを通じた重要事項

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

### 2 ライフステージ別の重要事項

- (1) こどもの誕生前から幼児期まで  
(妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保)  
(こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実)
- (2) 学童期・思春期  
(こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等)  
(居場所づくり)  
(小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実)  
(成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育)  
(いじめ防止)  
(不登校のこどもへの支援)

- (校則の見直し)
- (体罰や不適切な指導の防止)
- (高校中退の予防、高校中退後の支援)
- (3) 青年期
- (高等教育の修学支援、高等教育の充実)
- (就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組)
- (結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援)
- (悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実)

### 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援

## 第4 こども施策を推進するために必要な事項

### 1 こども・若者の社会参画・意見反映

- (1) 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進
- (2) 地方公共団体等における取組促進
- (3) 社会参画や意見表明の機会の充実
- (4) 多様な声を施策に反映させる工夫
- (5) 社会参画・意見反映を支える人材の育成
- (6) 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
- (7) こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

### 2 こども施策の共通の基盤となる取組

- (1) 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM
- (2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- (3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化
- (4) 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- (5) こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

### 3 施策の推進体制等

- (1) 国における推進体制
- (2) 数値目標と指標の設定
- (3) 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携
- (4) 国際的な連携・協力
- (5) 安定的な財源の確保
- (6) こども基本法附則第2条に基づく検討

## 「日高市こども計画」の策定に係る市民アンケート調査について

### 1 調査の趣旨

本市における子ども・若者や保護者等の現状・課題等を把握するとともに、子ども・若者や保護者等の意見を聴き、計画策定の基礎資料とする。

### 2 調査の概要

調査の種別	目的	調査対象	対象者数
①子育て支援に関するアンケート調査 【子ども・子育て支援】	教育・保育事業や子育て支援事業の利用状況・ニーズの把握	就学前児童の保護者 小学生（1～4年生）の保護者	1,000
②子どもの生活実態調査 【子どもの貧困対策等】	子どもの生活の実態と世帯の経済状況との関連の把握	小学5年生の子ども 小学5年生の保護者 中学2年生の子ども 中学2年生の保護者	1,000
③子ども・若者意識調査 【子ども・若者支援、少子化対策】	子ども・若者の現状や課題、結婚・子育てに対する意識やニーズの把握	15～39歳の市民	800

※①、③は、住民基本台帳から対象者を無作為抽出し、郵送により配付  
（原則としてオンライン回答）

※②は、小学校及び中学校を通じて配付及び回収

### 3 スケジュール（予定）

令和6年4月 業者選定

5月 アンケート調査の配付（郵送または学校）

6月 アンケートの集計

6月 調査結果の報告（児童福祉審議会）

7月 アンケート調査結果を基にした計画素案の作成

#### 4 前回ニーズ調査（参考）

計画の策定に向けて、幼稚園・保育所・学童保育室などの教育・保育・子育て支援を計画的に整備するために、市民の利用状況や利用希望を把握することを目的とした、「子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査」を実施しました。

- (1) 調査期間 平成 30 年 12 月 3 日～平成 30 年 12 月 14 日
- (2) 調査対象者 就学前児童については、平成 30 年 11 月 1 日現在、住民基本台帳に掲載されている就学前児童を無作為抽出し、保護者を対象に郵送にて調査を実施。幼稚園園児及び学童保育室を利用している児童については、各施設を通じて依頼し、保護者に回答いただいた。

	対象者数	配布数	有効回収数	有効回答率
就学前児童	2,395 人	1,015 件	449 件	44.2%
幼稚園園児	596 人	596 件	382 件	64.1%
学童保育室利用者	707 人	707 件	425 件	60.1%

#### (3) ニーズ調査結果の活用

- ①国必須設問を中心とした「子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査」の実施
- ②国配付のワークシートにより、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を算出
- ③本誌のこれまでの事業実績、地域の状況や算出したニーズ量を検証し、本市の各事業の量の見込みを設定
- ④本市の各事業の量の見込みに応じた確保方策を設定

## 子ども・子育て当事者の意見聴取について

## 1 調査の趣旨

こども計画策定にあたり、子どもや子育て当事者の意見を反映させるための基礎資料

## 2 調査の概要

調査の種別	目的	調査対象	対象者数
①子育て支援施設利用者 【子ども・子育て支援】	子育て支援施設の利用状況・ニーズの把握	ぬくぬく、くるみ、ちきんえっぐの利用者等	未定
②子ども議会	各小学校の代表の子どもたちの意見の集約	子ども議会に参加した子ども	12人 各小学校2人
③フードパントリー、子ども食堂利用者 【子どもの貧困対策等】	子どもの生活の実態と世帯の経済状況との関連の把握	フードパントリー利用者、子ども食堂利用者	未定
④二十歳のつどい実行委員ほか 【子ども・若者支援、少子化対策】	子ども・若者の現状や課題、結婚・子育てに対する意識やニーズの把握	二十歳のつどい実行委員	未定

## 3 スケジュール

未定

## 議題（3）こども家庭センターの設置について

### 1. 概要

児童福祉法第10条の2第1項の規定に基づき、令和6年4月1日に「日高市こども家庭センター」を福祉子ども部子育て応援課内に設置します。

### 2. 目的

児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援並びに母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うものです。

### 3. 主な業務内容

子育て応援課における児童福祉機能（家庭児童相談室の機能を包含する。）と保健相談センターにおける母子保健機能を組織として一体的に運営し、妊産婦支援から児童虐待への予防的な対応など、個々の家庭に応じた切れ目ない相談支援を行うとともに、支援を要する子ども・妊産婦へのサポートプランの作成や民間団体との連携構築による支援体制の充実・強化を図ります。

### 4. 組織体制

児童福祉機能と母子保健機能を一体的に運営するため、こども家庭センターに次の職員を配置します。

- (1) 所長（業務全体の責任者：子育て応援課長が兼務）
- (2) 副参事（母子保健業務の責任者：保健相談センター所長が兼務）
- (3) 統括支援員（児童福祉実務及び母子保健実務の統括者 主幹級職員）
- (4) その他必要な職員（社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の専門職）

### 5. 今後の予定

令和6年2月 令和6年第1回（3月）定例会に日高市こども家庭センター条例案を提出予定  
4月 日高市こども家庭センターの設置及び運用開始

## 公立保育所のあり方に関する基本方針（素案）について

### 1. 概要

就学前児童数の減少傾向により、今後、保育全体の需給バランスを調整することが課題となるとともに、多様化する保育や子育て支援に対するニーズへの対応が求められています。

また、民間の保育園等を加味した市全体での保育施設の配置状況などを踏まえ、本市の保育の質や機能の向上を推進するため、公立保育所の再編を示す、日高市公立保育所のあり方に関する基本方針を策定します。

### 2. 今後の公立保育所の役割とあり方

本市における保育施策については、公立保育所、民間保育園、その他保育施設、それぞれの特徴や役割のもと、今後も質の高い保育サービスを目指して提供していくことを基本とし、公立保育所の役割を次のとおりとします。

(1) 地域における子育て支援施設としての機能強化

（親子教室、一時的保育の受入れ拡大などを想定）

(2) 民間との情報共有による保育技術の向上と保育の質を確保する役割

（民間保育園等との共同研修などを想定）

(3) セーフティネットとしての役割と支援が必要な児童の受入体制の確保

（障がい児親子教室、医療的ケア児受入れなどを想定）

### 3. 公立保育所の再編

本市の公共施設の最適化を目的として策定された「日高市公共施設再編計画」では、高根保育所は高根中学校への移転等を検討する再編方針が示されているところですが、今後の保育ニーズや社会情勢を見据えて、これまで整備を進めてきた民間保育園等の体制を維持し、市全体での保育施設の配置状況などを総合的に勘案し、令和9年度当初に高麗川保育所に0歳児クラスを新設し、高根保育所を統合することにより、公立保育所を再編します。

## 4. 市民コメント等の実施

### ・市民コメント

#### 【素案の閲覧と意見の募集期間】

令和6年3月5日（火）から4月5日（金）まで

#### 【素案の閲覧場所】

市役所1階行政情報コーナー、子育て応援課、各公立保育園、  
子育て総合支援センターぬくぬく、生涯学習センター、各公民館、  
文化体育館ひだかアリーナ  
市ホームページ

### ・各公立保育所保護者説明会

市民コメントの実施に先立ち、本素案の要旨及び今後の予定について各公立保育所保護者への説明を行います。

実施日	場所
2月19日（月）	高麗川保育所
2月20日（火）	高根保育所
2月22日（木）	高麗保育所
2月26日（月）	高根保育所
2月28日（水）	高麗保育所
2月29日（木）	高麗川保育所

※各日、午後4時15分～午後4時45分

## 5. 今後の予定

令和6年2月14日 全員協議会

2月下旬 公立保育所通所保護者への説明

3月 市民コメントの実施

6月頃 日高市児童福祉審議会

計画策定

日 高 市  
公立保育所のあり方に関する基本方針  
(素案)

令和6年 月

日 高 市

# 目次

第1章 基本方針策定にあたって	1
（1）策定の趣旨	1
（2）策定方法（策定体制）	3
第2章 保育を取り巻く現状と課題	5
（1）本市の状況	5
① 本市の人口推移	
② 出生数	
③ 就学前児童数の推移と将来予測	
（2）保育の状況	7
① 保育施設の設置状況	
② 待機児童数等	
③ 加配児童数の推移	
④ 児童虐待相談件数の推移	
（3）公立保育所の状況	11
① 公立保育所の施設の状況	
② 公立保育所の運営費	
③ 保育士の状況	
（4）保育所関係運営費の推移	13
① 一般会計決算額と児童福祉費の推移	
② 保育所運営費の推移	
③ 民間保育園運営費の推移	
【参考】保育所整備・運営費について	15
（5）保育を取り巻く課題	16
① 就学前児童数の減少と今後の保育需要の見通し	
② 施設の老朽化と財政的課題	
③ 保育の質の確保	
④ 障がい児等に対する保育ニーズへの対応	
第3章 今後の公立保育所の役割とあり方	17
（1）地域における子育て支援施設としての機能強化	18
（2）民間との情報共有による保育技術の向上と保育の質を確保する役割	19
（3）セーフティネットとしての役割と支援が必要な児童の受入体制の確保	20
【参考】公立保育所と民間保育園について	21
第4章 公立保育所の適正配置と定員調整	22
（1）公立保育所の適正配置についての考え方	22
（2）統合計画について	23

# 第 1 章 基本方針策定にあたって

## (1) 策定の趣旨及び位置づけ

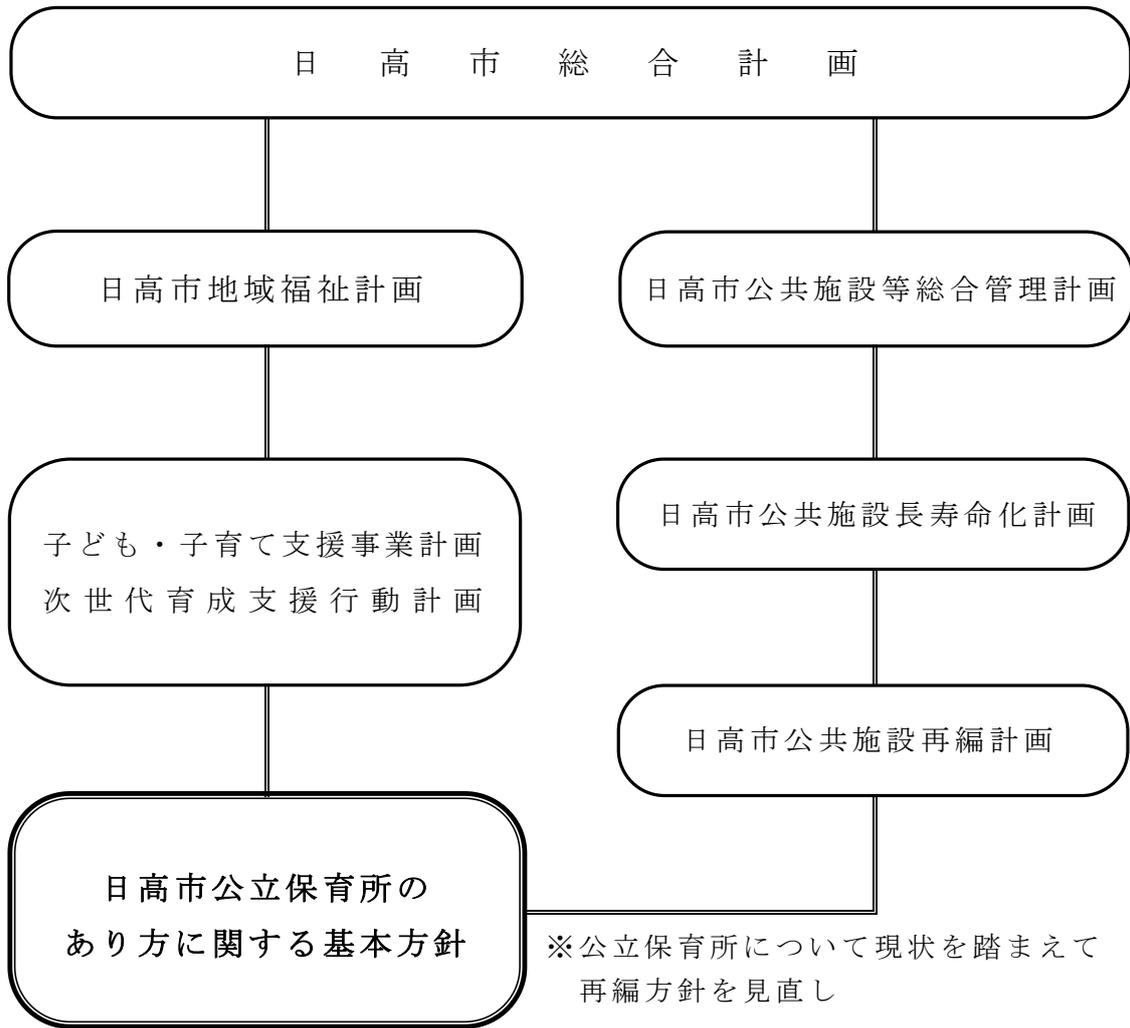
本市では、これまで、共働き世帯の増加などの要因により、保育施設の入所希望者が増加していることから、「日高市子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画」に基づいて、民間活力を生かし、積極的に民間保育所整備を推進し、待機児童の発生防止に努めてきました。令和 6 年 1 月現在、公立保育所 3 園、民間保育園 5 園、幼保連携型認定こども園 2 園、地域型保育事業所 3 園が設置されており、とりわけ、民間保育園等 10 園においては本市の定員の 7 割を担っており、それぞれの特徴を生かした保育サービスを提供し、保育の担い手として大きな役割を果たしています。その結果、平成 27 年 4 月から「待機児童 0 人」を継続しています。

現在、本市の就学前児童数は減少傾向にあり、保育施設の定員数が更に過大となることが予想されることから、今後は、保育全体の需給バランスを調整することが課題となるものと考えられる一方、就労形態や核家族化などのライフスタイルの多様化などに起因して、保育や子育て支援に対するニーズも多様化してきており、更なる保育の質の向上について考えていくことも必要となります。

また、本市の公立保育所は、建設から 45 年を経過しているものもあり、必要に応じて修繕を行いながら使用していますが、施設の老朽化が進行している状況にあります。平成 28 年 3 月に策定された「日高市公共施設等総合管理計画」及び令和 2 年 3 月に策定された「日高市公共施設再編計画～第 1 期 個別施設計画～」では、今後の需要動向を見定めながら必要な施設の更新等を行うこととしており、高麗川保育所及び高麗保育所は維持、高根保育所は高根中学校への移転等を検討する再編方針が示されています。

本基本方針は、このような保育ニーズの多様化と就学前児童数の減少や施設の老朽化という課題に対し、公立保育所がどのような役割を担い、市全体の保育環境をどのように維持・向上させていくのか、今後の方向性を定め、「日高市公共施設再編計画」における保育施設の再編方法を見直して、現状に即した公立保育所の再編等を行うことによって、本市の保育の質や機能の向上を推進するため策定するものです。

■基本方針の位置づけ



## (2) 策定方法（策定体制）

本基本方針は、子ども・子育て支援法に定める審議会である日高市児童福祉審議会において、議題に付しての報告や意見聴取のほか、できるだけ多くの関係者の声を反映した検討を行うため、保護者や保育従事者へのアンケート調査やヒアリングなどを実施しました。

### 【策定までの取組】

#### ① 日高市児童福祉審議会

策定にあたり、学識経験者、教育・保育関係者、子育て当事者等から構成される日高市児童福祉審議会において審議を行いました。

#### ■実施概要

日時	内容
令和4年11月9日（水）	現状確認、意見募集の方法
令和5年7月31日（月）	アンケートの結果、今後のあり方基本方針の確認
令和6年2月6日（火）	素案の確認
	基本方針の決定

#### ② アンケート調査

実際に保育施設を利用されている保護者や保育従事者を対象とするアンケートを実施し、保育の現状や当事者の意見を把握しました。

また、公立保育所のあり方として、地域の子育て支援拠点としての役割が求められることから、在宅で子育てを行う保護者を対象とするアンケートを実施しました。

#### ■実施概要（保育施設を利用している保護者、保育従事者）

対象者	①市内の保育施設を利用する児童の保護者 ②担任保育士
実施方法	各保育施設を通じて対象者に通知を配布し、電子申請サービスを利用した無記名のオンライン形式のアンケートを実施
調査期間	令和5年1月18日（水）～1月31日（火）
回答結果	① 保護者 対象者数：703世帯 回答数：226世帯 回答率：32.9% ② 担任保育士 対象者数：171人 回答数：94人 回答率：55.0%

■実施概要（在宅で子育てを行う保護者）

対象者	在宅で子育てを行う家庭の保護者
実施方法	子育て支援センター「ぬくぬく」、「おひさま」の利用者等へ、チラシを配布し、電子申請サービスを利用した無記名のオンライン形式のアンケートを実施
調査期間	令和5年2月7日（火）～3月27日（月）
回答結果	回答数：6人（チラシ231枚配布）

③ 保育施設等の関係者ヒアリング

公立保育所のあり方を検討するにあたり、実際に保育に関わる方々の声を聴くため、保育所保護者会や食育講座に参加した保護者にヒアリングを実施しました。

■実施概要

令和5年5月31日（水）	高根保育所の保護者
令和5年6月7日（水）	高麗川保育所の保護者

④ 市民コメントの募集

原案を公表し、広く市民意見の聴取を行いました。

■実施概要

期間	令和6年3月5日（火）～4月5日（金）
結果	提出者：●人 意見数：■件

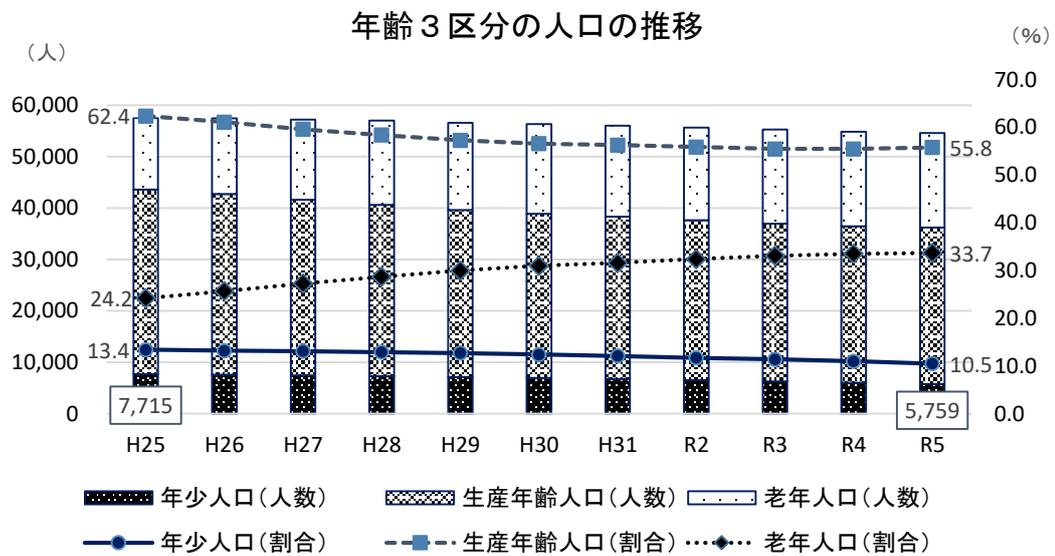
## 第2章 保育を取り巻く現状と課題

### (1) 本市の状況

#### ① 本市の人口推移

本市の人口は減少傾向にあり、令和5年1月1日現在 54,615 人となっています。

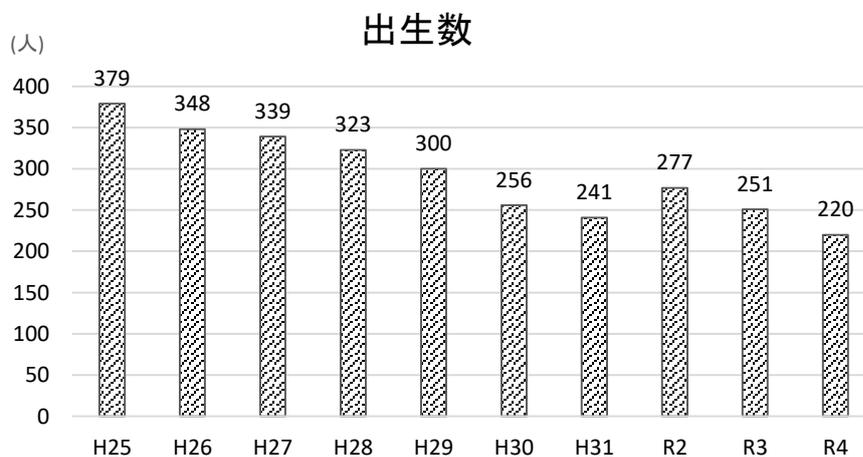
年齢3区分人口をみると、年少人口（0～14歳）については、平成25年の7,715人から令和5年の5,759人に、年少人口の割合も平成25年の13.4%から令和4年の10.5%に減少し少子化が進んでいる状況にあります。



出典：統計ひだか（各年1月1日現在）

#### ② 出生数

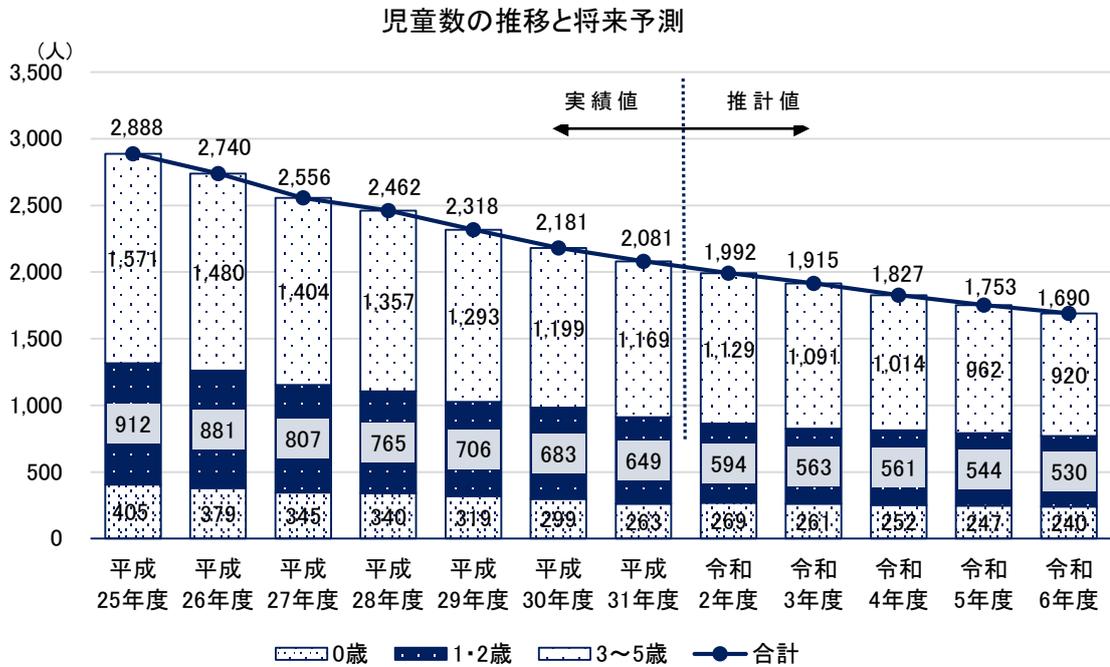
本市の出生数は、平成23年を境に減少傾向にあり、令和4年には220人まで減少しています。



出典：統計ひだか

### ③ 就学前児童数の推移と将来予測

本市の0歳から5歳までの児童数は、年々減少しています。令和2年3月に策定した「日高市第2期子ども・子育て支援事業計画」における将来予測でも、今後も児童数が減少していくものと推計しています。



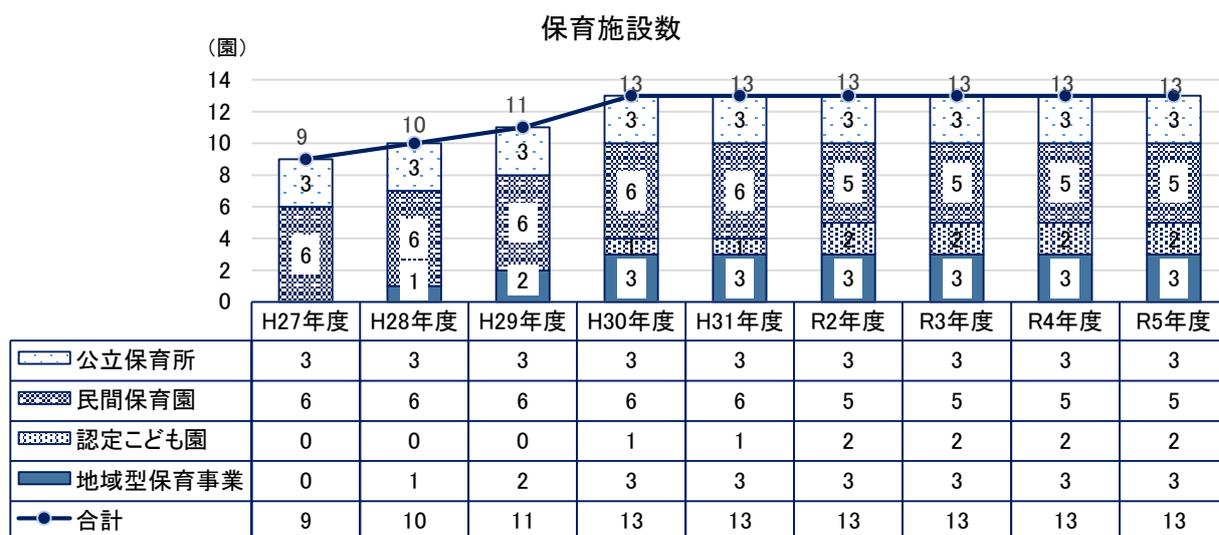
実績値 住民基本台帳  
推計値 出典：日高市第2期子ども・子育て支援事業計画

## (2) 保育の状況

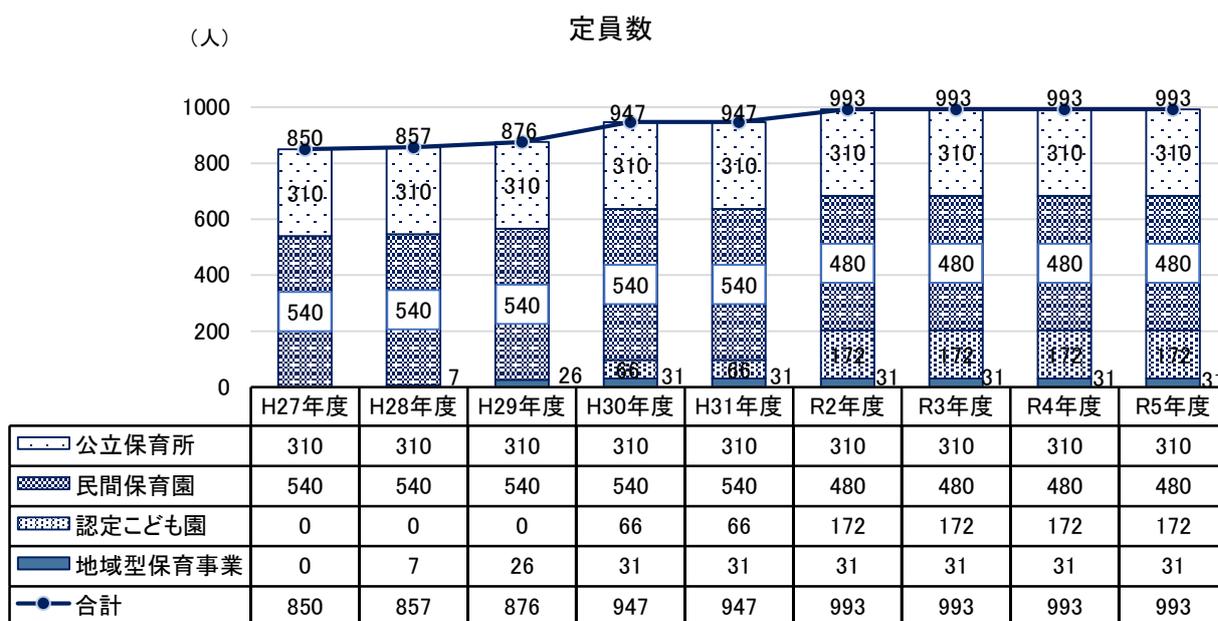
### ① 保育施設の設置状況

本市の保育施設は、平成30年度に幼稚園が認定こども園に移行し、令和2年度には民間保育園と幼稚園による認定こども園が開設され、令和5年4月1日現在、公立保育所3園、民間保育園5園、認定こども園2園、地域型保育事業所3園となっています。

また、定員数も保育施設の開設等にあわせて拡大しており、令和5年度では993人の定員数となっています。



■ 地域型保育事業   ■ 認定こども園   ■ 民間保育園   ■ 公立保育所   ● 合計



■ 地域型保育事業   ■ 認定こども園   ■ 民間保育園   ■ 公立保育所   ● 合計

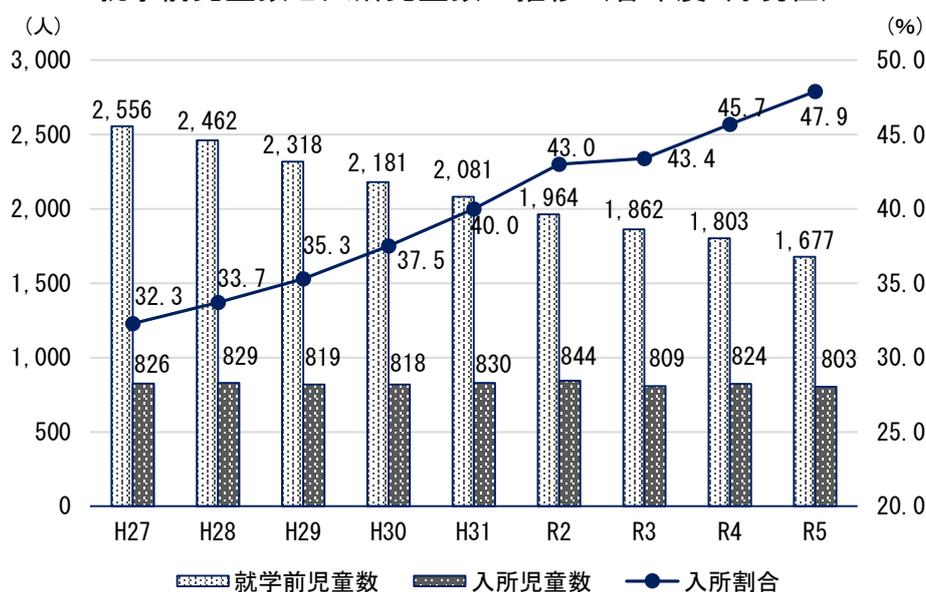
※1 各年4月1日現在

※2 地域型保育事業の定員数は、従業員枠を除く。

出典：子育て応援課作成資料

また、就学前児童数の推移と市内保育施設の入所児童数をみると、保育施設を利用する児童の割合が増加していますが、就学前児童数が減少していることから、保育所入所児童数の変化はほぼありません。

就学前児童数と入所児童数の推移（各年度4月現在）



出典：子育て応援課作成資料

## ② 待機児童数

平成 27 年 3 月に開始した「子ども・子育て支援新制度」により、幼稚園から認定こども園への移行が推進され、本市でも現在までに 2 園が認定こども園へ移行し、教育と保育を担う施設として、保育部分の拡大が進んでいます。また、小規模保育事業所や家庭的保育事業所等も整備されるなど、保育需要の増加への対応が進み、本市では、平成 27 年 4 月以降、待機児童は発生していません。

各公立保育所及び私立保育園、認定こども園の入所率（各年 4 月 1 日現在）

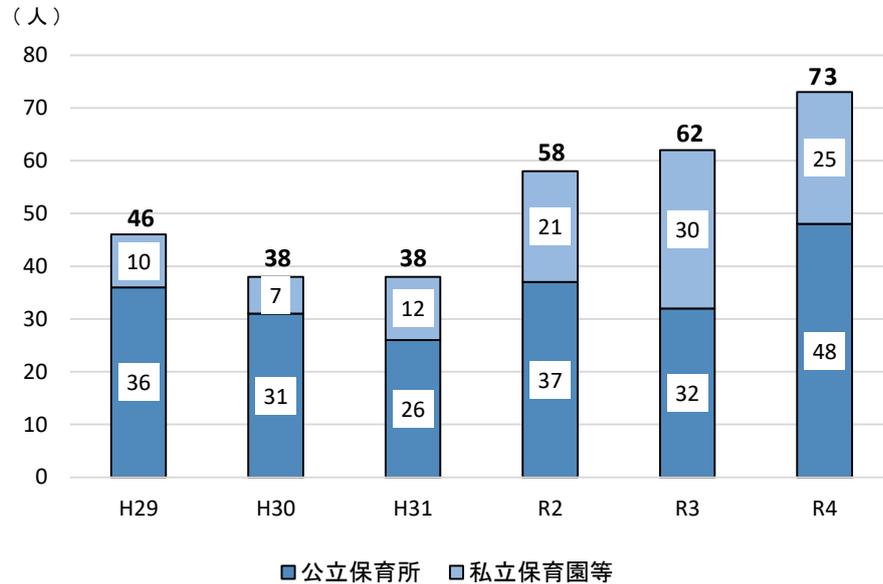
		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		入所児童数	入所率	入所児童数	入所率	入所児童数	入所率
高麗保育所	90 人	60 人	67%	55 人	61%	46 人	51%
高麗川保育所	100 人	73 人	73%	71 人	71%	63 人	63%
高根保育所	120 人	48 人	40%	59 人	49%	56 人	47%
公立保育所 3 園合計	310 人	181 人	58%	185 人	60%	165 人	53%
私立保育園 5 園合計	480 人	459 人	96%	459 人	96%	456 人	95%
私立認定こども園 2 園合計	172 人	149 人	87%	161 人	94%	168 人	98%

出典：子育て応援課作成資料

### ③ 加配児童数の推移

加配が必要な児童数については、近年特に増加しています。

障がい児受入人数（各年度3月1日現在）

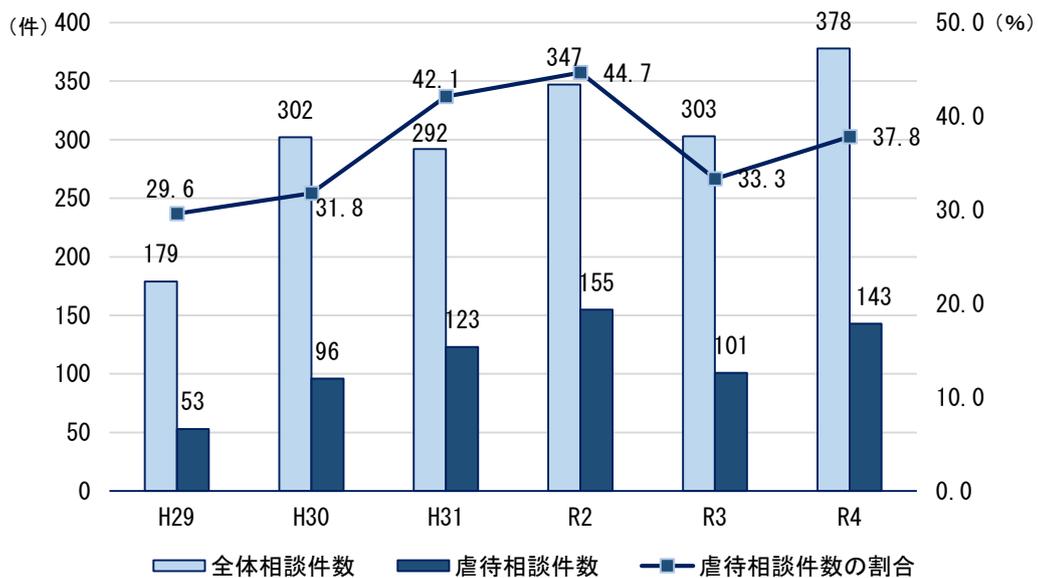


出典：子育て応援課作成資料

### ④ 児童虐待相談件数の推移

児童虐待相談件数は近年増加しており、全体相談件数に占める虐待相談件数の割合は、上昇傾向にあり平成29年度と令和4年度を比較すると約8ポイント増加しています。

児童相談全体件数と虐待相談件数（各年度3月31日現在）



出典：子育て応援課作成資料

■ 保育施設及び子育て支援施設の位置図



【公立保育所】

- ① 高麗保育所
- ② 高麗川保育所
- ③ 高根保育所

【民間保育園】

- ④ 光進保育園
- ⑤ 高萩保育園
- ⑥ 開栄保育園
- ⑦ あさひ保育園
- ⑧ 日高どろんこ保育園

【認定こども園】

- ⑨ フレンド認定こども園
- ⑩ 日高ふじみだい認定こども園

【その他保育施設】

- ⑪ 武蔵台わんぱく保育園
- ⑫ ひまわりのおうち
- ⑬ キッズあさひ

【幼稚園】

- ⑭ さやまが丘幼稚園
- ⑮ たかはぎ幼稚園

【子育て支援センター】

- ⑯ 子育て総合支援センター「ぬくぬく」
- ⑰ 地域子育て支援センター「くるみ」
- ⑱ 地域子育て支援センター「ちきんえっぐ」
- ⑲ ぬくぬく出張ひろば「おひさま」

### (3) 公立保育所の状況

#### ① 公立保育所の施設の状況

高麗川保育所及び高麗保育所は、建築から30年以上が経過しておりますが、各設備の更新工事を行うなど、施設の長寿命化を図っています。

高根保育所は、建築から45年が経過しており、児童の安全性を確保できるよう園舎等の修繕に随時努めていますが、老朽化が著しいため、公共施設再編計画に示すとおり、移転や実情に合わせた規模の縮小等について検討する必要があります。

#### ■ 公立保育所一覧

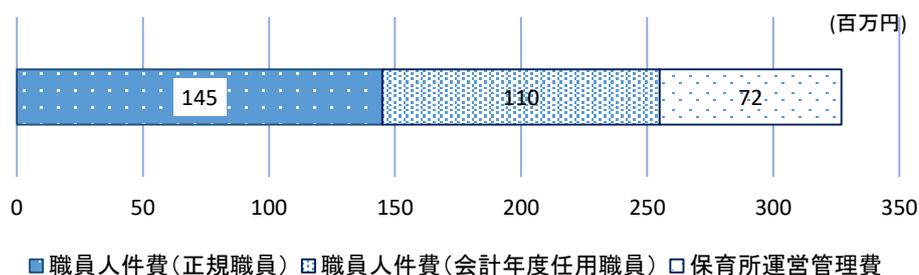
施設名	建築年	構造	延床面積 (㎡)	耐震安全性
高麗保育所	1988年	RC	634.83	○
高麗川保育所	1990年	RC	569.48	○
高根保育所	1977年	RC	732.39	○

出典：日高市公共施設再編計画（令和2年3月策定）子育て応援課編集

#### ② 公立保育所の運営費

公立保育所の運営費の内訳をみると、職員人件費（正規職員）と会計年度任用職員人件費が全体の約8割を占めています。

公立保育所運営費内訳(令和4年度)



出典：子育て応援課作成資料

### ③ 保育士の状況

公立保育所については、令和5年4月1日現在、正規職員の保育士が22人、会計年度任用職員が47人配置されています。

#### ■ 公立保育所における保育士数（令和5年4月1日現在） 単位：人

施設名	正規職員	会計年度任用職員	合計
高麗保育所	7	15	22
高麗川保育所	8	16	24
高根保育所	7	16	23
計	22 (31.9%)	47 (68.1%)	69 (100.0%)

出典：子育て応援課作成資料

また、公立保育所と民間保育園の保育士を比較すると、公立保育所の方が平均勤続年数で3.8年民間保育園を上回っています。

#### ■ 保育士の平均勤続年数

	公立保育所	民間保育園
保育士の平均勤続年数	14.5年	10.7年

※1：令和4年4月1日現在

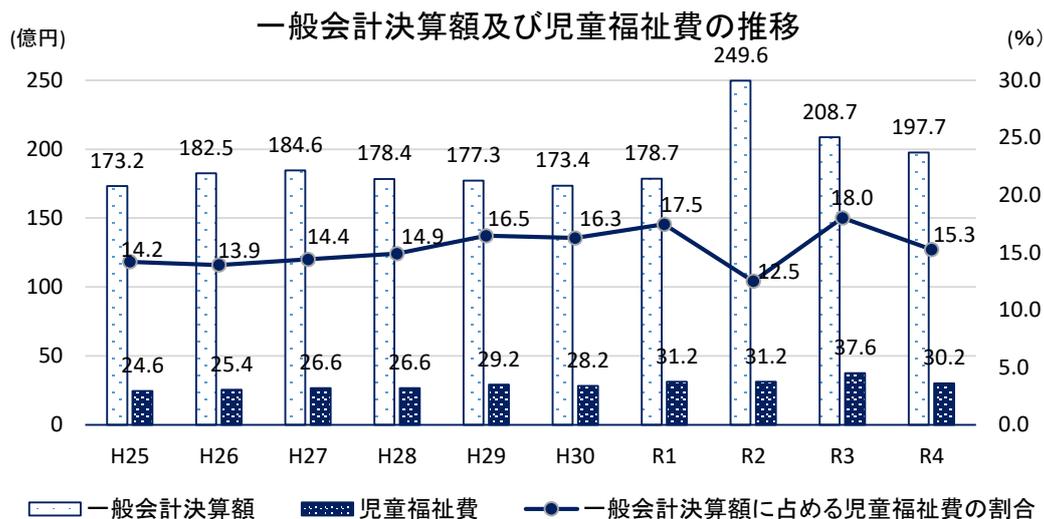
※2：公立保育所については、令和4年4月1日現在の正規職員（所長を除く。）

※3：民間保育園については、処遇改善等加算から集計（常勤、非常勤を含む、施設長、主任保育士を除く。）

## (4) 保育所関係運営費の推移

### ① 一般会計決算額と児童福祉費の推移

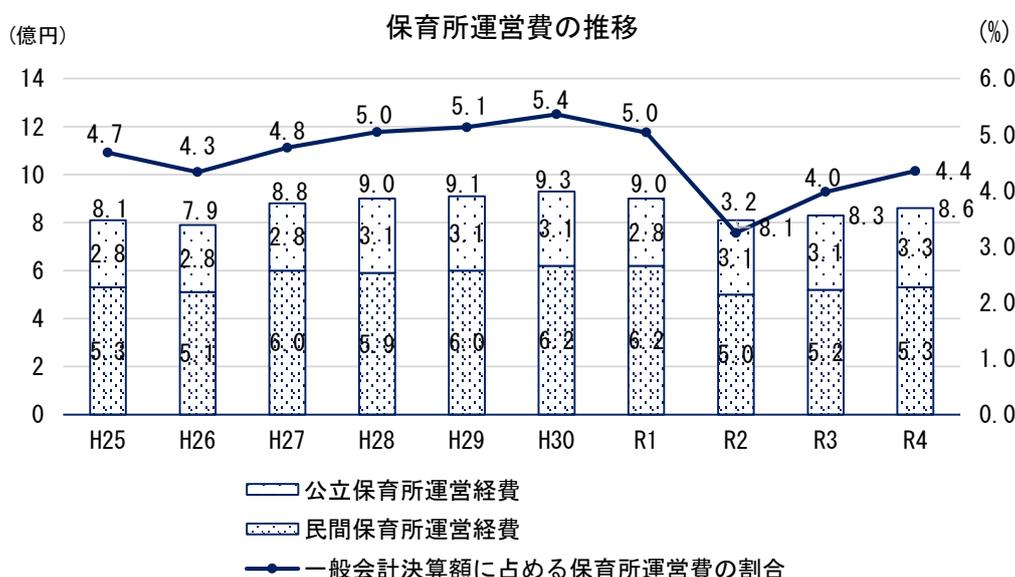
本市の児童福祉費については、平成25年度の24.6億円から年々増加し、令和4年度の決算では30.2億円となり、約3.6億円増加しています。また、一般会計決算額に占める児童福祉費の割合も年々増加し、平成25年度の14.2%から令和4年度決算では1.1ポイント増加し、15.3%となっています。



出典：子育て応援課作成資料

### ② 保育所運営費の推移

公立保育所と民間保育園の運営費は、平成30年度まで増加していました。令和2年度に民間保育園1園が認定こども園へ移行したため、民間保育園運営経費が一時的に減少しました。

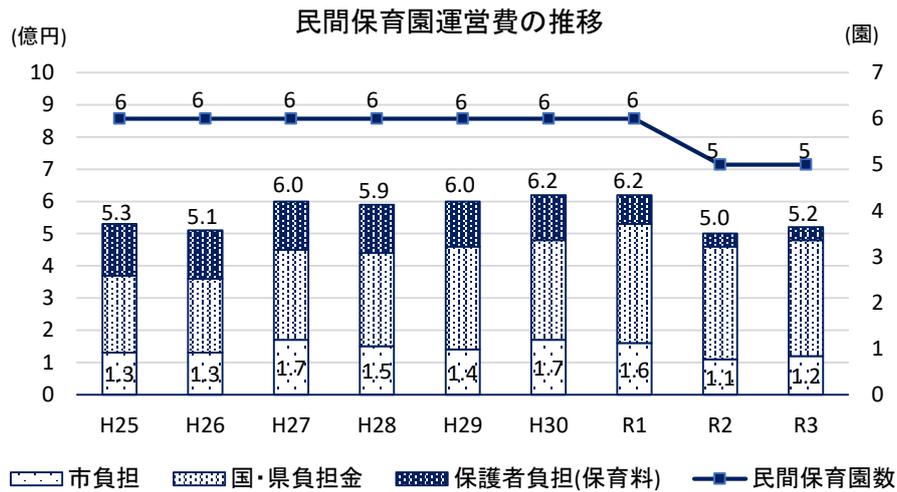


出典：子育て応援課作成資料

### ③ 民間保育園運営費の推移

民間保育園の運営費は、主に委託費により賄われており、平成26年度から令和元年度までは増加していました。令和2年度に民間保育園1園が認定こども園へ移行したため、一時的に運営費が減少しました。

本市の負担額についても、平成26年度から平成30年度の間約4,000万円増加しました。



出典：子育て応援課作成資料

### 【参考】保育所整備・運営費について

平成 16 年度の三位一体の行財政改革により、公立保育所の整備が一般財源化されています。民間保育園についても国と地方の負担割合が見直され、国 1/2、市町村 1/4、設置者 1/4 となっています。

また、国の子育て安心プランの適用を受け、待機児童が発生している自治体については、国と市の負担割合がそれぞれ 2/3、1/12 となり、国費の拡充が措置されています。

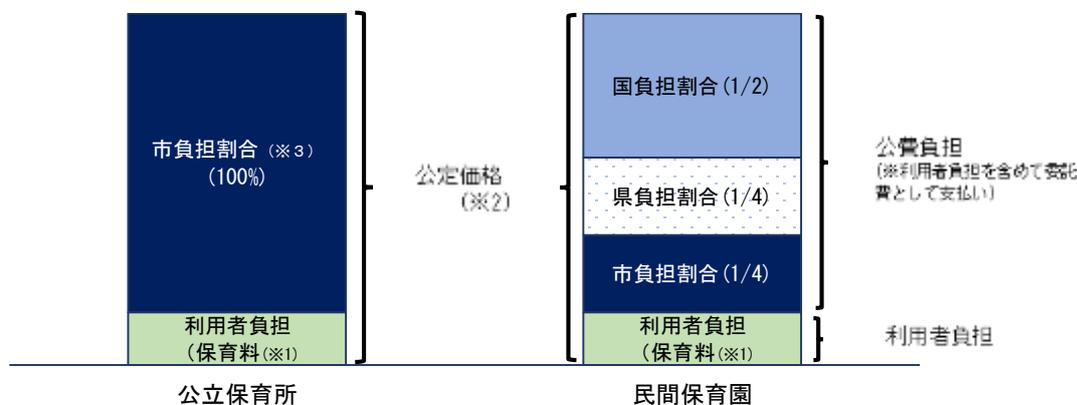
### ■ 整備費に係る公民の負担割合比較



公立保育所の運営費については、全額市費による負担となっています。また、民間保育園の運営費については、施設型給付費を委託費として支出しています。

なお、幼児教育・保育無償化の実施により 3 歳から 5 歳までと、住民税非課税世帯の 0 歳～2 歳までの保育料が無償化となるため、民間保育園については、保育料を国 1/2、県 1/4、市 1/4 で負担し、公立保育所については、全額を市が負担することとなっています。

### ■ 運営費の公民の負担割合比較



※1：令和元年 10 月から 3～5 歳と住民税非課税世帯の 0～2 歳の保育料が無償化となっている。  
 ※2：公定価格は、子ども一人あたりの教育・保育に通常要する費用を基に算定されており、認定区分保育必要量、施設の所在する地域等を勘案して算定される。  
 ※3：公立保育所運営費は、国の地方交付税制度に位置づけられている。

## **(5) 保育を取り巻く課題**

### **① 就学前児童数の減少と今後の保育需要の見通し**

本市の待機児童は、民間保育園等の整備効果もあり、平成27年度から「待機児童0人」を継続しています。

また、出生数の減少により、就学前児童数は年々減少しており、近年では、どの公立保育所も定員に満たない状態が続き、定員の半数に満たない保育所も出てきています。

これまで整備を進めてきた民間保育園等の体制を維持しつつ、市全体で適正な定員設定とする必要があります。

### **② 施設の老朽化と財政的課題**

人口増加に合わせて整備されてきた公立保育所は、施設を維持するための改修工事等を実施してきましたが、経年による施設や設備の老朽化が進んでいます。

社会経済情勢の変化や少子化の進展等により、限られた財政状況も踏まえ、今後の公立保育所の方向性を定める必要があります。

### **③ 保育の質の確保**

人口減少が進展する中であっても、共働き世帯の増加や働き方の変化に対応する国の政策動向により、一定程度の保育需要が今後も見込まれるとともに、保育ニーズも多様化していく傾向にあります。

認定こども園や地域型保育事業などにより様々な保育サービスが提供されている中、民間保育園等が保育の担い手として大きな役割を果たしています。

今後、さらに進展する人口減少社会にあっては、公立保育所と民間保育園等との役割を明確化するとともに、互いに連携して、保育の質の確保に向けた取組みを行っていく必要があります。

### **④ 障がい児等に対する保育ニーズへの対応**

近年、障がいがある子ども、発達の緩やかな子ども、虐待が疑われる子どもなど特別な配慮を必要とするケースについて対応が多様化しています。また、医療的ケアが必要な子どもや重度心身障がい児の受入れなどへの対応も必要です。

公立保育所の役割として、公的機関との連携を強化し、専門的な対応が必要となる保育ニーズ等に柔軟に対応していく必要があります。

### 第3章 今後の公立保育所の役割とあり方

子ども・子育てを取り巻く環境は、子育て世帯の核家族化、地域コミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯の貧困の連鎖など、厳しい状況が継続しています。また、支援が必要な家庭、保護者の就労形態の多様化にともない、保育に関する新たなニーズへの対応や保育の質の確保も課題と考えられます。

本市における保育施策については、公立保育所、民間保育園、その他保育事業所、それぞれの特徴や役割のもと、保育所保育指針等に基づき保育の理念を実現することにより、今後も質の高い保育サービスを目指して提供していくことを基本とします。

このような中で、就学前児童数や地域の保育ニーズの推移、施設の老朽化や財政面、小学校の就学に向けた円滑な連携などについても考慮する中で、公立保育所が果たしていく役割を次のとおりとします。

#### 【公立保育所の役割】

- (1) 地域における子育て支援施設としての機能強化
- (2) 民間との情報共有による保育技術の向上と保育の質を確保する役割
- (3) セーフティネットとしての役割と支援が必要な児童の受入体制の確保

## (1) 地域における子育て支援施設としての機能強化

### ■ 地域の子育て家庭を支援する役割

公立保育所は、地域の子育て支援施設として、これまでに蓄積された公立保育所における知識、経験、技術を生かしていくことが必要です。

子育て家庭への支援に関する知識や技能の習得に取り組むことにより、子どもや保護者が孤立することのないよう、保育や子どもに関する身近な相談の場を提供します。

また、こども誰でも通園制度の実施や、子育て親子の交流の機会を提供するなど、保育施設に通園していない在宅で子育てを行う家庭を含め、すべての子育て家庭への支援を図ります。

### ■ 地域での問題解決のため、交流や連携を行う役割

子どもの健やかな成長を地域全体で支援していくため、地域に開かれた身近な保育施設として、小中学生の体験学習や実習生の受入れなどの次世代育成支援や、高齢者との世代間交流に取り組んでいく役割を担います。

また、子育てに関する相談への対応や民間保育施設への支援などを行うにあたり、地域での問題解決のため、子育て支援に関わる様々な団体や、子育て総合支援センター、学校、民生委員・児童委員、地域住民などの関係機関等と連携する役割を担います。

【一時的保育】の受け入れ枠の拡大、【こども誰でも通園制度】の実施など、保護者の多様なニーズによる保育利用を受け入れていきます。

また、親子で小規模のコミュニティーにおいて、子どもとの過ごし方、接し方、子育ての楽しみ方を保育士とともに体験する、【親子教室】を定期開催するなど、育児の専門性を持った人との関わりや、保護者同士の仲間づくり、コミュニティーの構築につながる取り組みを展開します。

## （２）民間との情報共有による保育技術の向上と保育の質を確保する役割

### ■保育技術の向上に努め、地域全体で保育の質を確保する役割

本市の保育所等は、公立と民間共に、保育所保育指針等を踏まえ、保育士の配置基準や設備の面積基準などに基づいた運営を行い、一定の保育水準を確保した保育が行われています。

また、公立保育所は、乳児保育や障がい児に対する保育など様々な保育を行い、保育方針の確立と保育技術の向上に努めてきました。

こうしたことを踏まえ、公立と民間の運営主体に関わらず、どの地域においても高い水準の保育が提供されるよう、長い年月をかけて公立保育所で培った保育を、今後も若い保育士に継承するとともに、質の高い保育に関する研究や、保育の実践を通じた人材育成に努め、民間保育施設と連携し保育の質の確保につなげていきます。

### ■民間との共有による保育の質の確保と保育技術の向上を図る役割

時代の流れとともに保育のニーズは変化し、近年、その対応が複雑化・多様化していることから、より専門性が求められるとともに、広い視野をもった対応が求められています。

こうした状況に対応するため、公立保育を実施する中で蓄積された経験や実績と、多様な運営母体による民間保育の経験を共有し、保育所や保育士間での交流や情報交換などにより、公立保育所と民間保育園等の連携を図り、地域全体の保育の質の向上に向けた取り組みを行います。

市全体の保育力の底上げにより、保育の質を確保しつつ向上を図る【民間保育園等との共同研修等】の取り組みを展開し、保育士の育成などと取り組みを展開します。

また、国の動向を踏まえた新たな施策の実施については、情報の提供と連携を密に行い保育事業の多様化に対応します。

### (3) セーフティネットとしての役割と支援が必要な児童の受入体制の確保

#### ■セーフティネットとして保育の受け皿となる役割

大規模災害の発生や出生数の減少など、保育についてもこれまでに経験したことのない状況を想定した運営が求められています。

災害発生時や民間保育施設の撤退など、不測の事態が発生した際、公立保育所が保育の受け皿として機能することが求められることから、施設や定員数について調整し、必要数の維持を図ります。

#### ■配慮を必要とする児童の受入れ体制を確保するとともに、民間保育園での受け入れを支援する役割

困難を抱える家庭が年々増加する傾向にある中、関係機関との連携等が必要となる、障がい、児童虐待、DVなど、配慮を必要とする児童の受入れ体制を確保することが求められています。公立保育所は、行政機関の一部として、関係機関や他部署との連携が他の保育施設等と比較して取りやすいことが特徴であることから、積極的に受入体制を確保する役割を担います。

さらに、障がいのある児童の受入れにあたっては、他の児童とともに成長していく部分も多くみられることから、保育所での集団生活による学びが得られるよう、適切な受入体制を確保するとともに、民間保育施設においても積極的な受け入れが行われるよう支援を図ります。

あらゆる場面において、公立保育所が保育の受け皿として機能するために、公立保育所を継続して運営します。

また、配慮を必要とする児童の保護者同士が、同じ悩みを共有できる仲間づくりの場となる【障がい児親子教室】を開催するなど、児童の不得手な部分を補えるような療育の一端を担う取り組みの展開や、医療的ケアが必要な児童の受入れについて、速やかに施設整備を行える体制を整えるなど、必要な時に入所できる体制づくりへの取り組みを展開します。

## 【参考】公立保育所と民間保育園について

公立保育所と民間保育園は、保育所保育指針に基づき、保育を必要とする子どもの健全な心身の発達を図ることを目的として、養護及び教育を一体的に提供しています。

一方、公立保育所と民間保育園では、組織体制や運営経費に係る財源構成に違いがみられるほか、以下のような特徴や性格がみられます。

今後についても、公立保育所と民間保育園それぞれが特長を生かし、相互に補完し高め合いながら、多様なニーズに対応した保育の提供を行うこととします。

### ■設置主体別の特長など

	公立保育所	民間保育園
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の子育て施設として、在宅で子育てを行う子育て家庭を含めたすべての子育て家庭への支援を図る。</li> <li>■ 長い年月をかけて培った公立保育所で行う保育をもとに、各地域の保育の質の確保・向上につなげる役割を担う。</li> <li>■ 行政機関の一部として、配慮が必要な家庭や児童に対する保育サービスを提供するとともに、障がいのある児童が民間保育施設においても積極的に受け入れが行われるよう支援を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経営ノウハウを生かした運営により、保育サービスの量的確保の中心的役割を担っている。</li> <li>■ 多様化する保育需要に対応するためにも、引き続き公立保育所と共に、保育の質の確保に取り組むことが求められる。</li> <li>■ 運営主体となる法人の多様性から、独自の保育理念による各園の特長を生かした保育を提供する。</li> </ul>
性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 年度途中の入所にも対応できるような全体的な量の調整を行っている。</li> <li>◇ 全保育所で同じ全体計画に基づき保育を行う。</li> <li>◇ 職員の勤続年数が長い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 保育ニーズの受け皿として、年度当初からの入所希望に対応する。</li> <li>◇ 法人設立の理念などからそれぞれの園の保育内容に特色がある。</li> <li>◇ 職員の勤続年数が公立と比較して短い。</li> </ul>
性格	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会経済情勢に左右されない安定的な保育サービスの提供</li> <li>○ 行政機関の一部として困難を抱える家庭への支援</li> <li>○ 地域の子育て支援の拠点として様々な関係機関と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運営母体となる法人格の多様性</li> <li>○ 各園の理念に基づく特色ある保育の提供</li> <li>○ 新たな保育ニーズ等への柔軟な対応</li> </ul>

## 第4章 公立保育所の適正配置と定員調整

### (1) 公立保育所の適正配置についての考え方

今後の保育ニーズや社会情勢を見据えて、子ども達の安全性や良好な保育環境の確保、地域間のバランス、保育内容の充実、財政的な視点などから、公立保育所の統廃合による再配置を実施していきます。

公共施設の複合化や機能集約等に取り組み、施設総量の最適化による財政負担を軽減し、施設を効率よく利用できることで、行政サービスの向上を図ることを目的として策定された、「日高市公共施設再編計画～第1期 個別施設計画～」においては今後の需要動向を見定めて必要な施設の更新を行うこととしており、高麗川保育所及び高麗保育所は維持、高根保育所は高根中学校への移転等を検討する再編方針が示されています。

しかしながら、ますます進行する人口減少時代に向けて、これまで整備を進めてきた民間保育園等の体制を維持しつつ、市全体での保育施設の配置状況などを総合的に勘案し、高根保育所を高麗川保育所へ移転統合していきます。

なお、高萩・高萩北地区についてはこれまで整備を進めてきた民間保育園等の体制を維持します。

保育所名	あり方	今後の方針
高麗保育所	維持・継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高麗・武蔵台地区の拠点となる保育所として維持、継続する。</li> <li>・今後の未就学児の人口変動を注視し、民間保育施設の定員とバランスを取りながら、現状に適応した定員になるよう調整していく。</li> </ul>
高麗川保育所	維持・機能強化 高根保育所と統合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高根保育所と統合し、高麗川・高根地区の拠点となる保育所として維持、継続する。</li> <li>・今後の未就学児の人口変動を注視し、民間保育施設の定員とバランスを取りながら、現状に適応した定員になるよう調整していく。</li> <li>・保育に特別な配慮を要する児童の受入れや子育て支援への取り組みなどの基幹保育所としての役割を担う。</li> </ul>
高根保育所	高麗川保育所へ 移転統合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員の充足が見込まれる高麗川保育所に移転統合する。</li> </ul>

## (2) 統合計画について

### ■高麗川保育所と高根保育所の統合について

令和9年度当初に高麗川保育所と高根保育所を統合します。併せて高根保育所で受け入れを行っていた0歳児クラスを高麗川保育所に新設し、民間保育施設の児童受入状況を考慮しつつ、1～2歳児クラスの定員数を増やします。

また、令和6年度時点で3歳児クラス以上に通所している児童については、通所している保育所を卒所できるように配慮します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度以降
高麗保育所	維持・継続			
高麗川保育所	維持・機能強化			
高根保育所	移転統合			

### ■高根保育所の入所計画

	0歳			1歳		2歳		3歳		4歳		5歳	
	新規	新規	継続										
R6年度	▲	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○
R7年度	▲	▲	▲	▲	▲	×	▲	○	○	○	○	○	○
R8年度	▲	▲	▲	▲	▲	×	▲	×	▲	○	○	○	○
R9年度	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

○…受け入れ可能

▲…卒所まで通所できないが、受け入れ可能\*

×…募集停止

※卒所まで通所できない児童については、優先的に別の保育施設へ転園ができるよう配慮する。